



下水道法施行令の一部改正について

平成 27 年 10 月 2 日に「下水道法施行令の一部を改正する政令案」が閣議決定され、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する下水道を使用する特定事業場に対する排水基準のうち、トリクロロエチレンに係る排水基準が 0.3mg/L 以下から 0.1mg/L 以下に改正されました。

また、下水道の設計等を行う者の資格要件が緩和され、公共下水道又は流域下水道の設計、工事の監督又は維持管理を行う者の資格要件について、下水道に係る実務従事経験年数を 2 分の 1 に緩和するとともに、下水道以外の一定のインフラに関する実務従事経験年数を現行の下水道に係る実務従事経験年数の 2 分の 1 を上限に参入できるようになりました。

政令案は平成 27 年 10 月 7 日に公布され、平成 27 年 10 月 21 日に施行されました。

当社ではトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物も含め、各種排水項目の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 27 年 10 月 2 日付 国土交通省ホームページ
衛生検査箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について](#)

< 年末年始休業について >

誠に勝手ながら下記の期間休業させていただきます。
何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

12月30日(水) ~ 1月4日(月)

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」等の閣議決定について

平成 27 年通常国会において成立した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成 27 年法律第 42 号)」に関し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」が平成 27 年 11 月 6 日に閣議決定されました。

また、平成 27 年 9 月 8 日から 10 月 7 日までの間に実施した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案等」に対する意見募集の結果についても公開されました。

政令の概要

(1) 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令」について

- ・ 法附則第 1 条第 1 号に掲げる規定(水銀使用製品の分別回収に関する責務規定)の施行期日を平成 28 年 12 月 18 日とする。
- ・ 法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定(特定水銀使用製品の製造禁止等に関する規定)の施行期日を平成 30 年 1 月 1 日とする。

(2) 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」について

- ・ 製造を規制する「特定水銀使用製品」として、一定の量を超える水銀を含有するボタン電池、蛍光灯等を定める。
- ・ 水銀等の使用に係る規制を行う製造工程として、アセトアルデヒドの製造工程等を定める。
- ・ 貯蔵に係る規制を行う水銀等として、水銀及び塩化第一水銀等の 6 種類の水銀化合物を定める。
- ・ その他所要の規定を整備する

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 11 月 6 日付 環境省報道発表資料
製品分析箇所 竹下尚長



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

